## 鳥取県告示第145号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年4月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日 平成20年2月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名乾 和子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市戎町 111-2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、自閉症児・者をはじめとする障害者とその家族、関係者及び地域社会に対して、自閉症に関す る適切な療育、正しい知識の啓発、地域生活を支援する事業等を行い、もって自閉症児・者等の人権擁護及び 教育と福祉の充実に寄与することを目的とする。